

# 国民年金からのお知らせ

平成27年7月1日発行

保険医療助成課

229-3162 FAX229-5001

## 保険料を納めることが難しい場合は

所得が少ないなど、国民年金保険料(以下「保険料」という)を納めることができない場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなったりする場合があります。

### 免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

### 若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

### 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

### 免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等

### 免除などの申請手続き

#### 申請可能期間の注意点

- 平成26年4月より、申請時点の2年1ヶ月前の期間まで申請できるようになりました。
- 申請可能期間内に30歳に到達するときは、その前月までが若年者納付猶予の対象期間です。
- 平成26年4月より、災害や失業などによる特例免除の対象期間が、災害や失業などがあった前月から翌々年の6月までになりました。平成26年3月以前にあった災害や失業なども対象とな



りますが、申請可能期間は申請時点の2年1ヶ月前の期間までです。

#### 持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

**申請先** 保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)

### 免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

災害や失業などによる全額免除(猶予)申請と一部免除申請、学生納付特例申請は、毎年の申請が必要ですのでご注意ください。

### 年金加入記録をインターネットで確認 「ねんきんネット」サービス

日本年金機構では、インターネットで24時間いつでも自分の年金加入記録が確認できる「ねんきんネット」サービスを行っています。利用には事前に申し込みが必要ですので、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP [ねんきんネット](#) 検索

なお、インターネットの利用が難しい場合には、保険医療助成課管理・年金担当(市本庁舎1階⑥番窓口)でも年金記録の確認ができますので、お問い合わせください。